

議案第 22 号

佐倉市立学童保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

佐倉市立学童保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部
を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市立学童保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
佐倉市立学童保育所設置及び管理に関する条例（平成3年佐倉市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条の表佐倉市立大崎台学童保育所の項中「30人」を「55人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。